

共同命令 第1条2項関係（一般廃棄物に係わる維持管理の技術上の基準）

一 飛散防止

投入時に散水を実施することにより、飛散防止、防塵対策を行う。

埋立地を覆う形に建屋を設置し、飛散防止を図るとともに、その点検管理を行う。

二 悪臭対策

即日覆土を実施し、悪臭の発散を防止する。

三 火災防止

消火設備として、処分場内に覆土材をストックする。

四 衛生害虫獣等の発生防止

建屋を設置して衛生害虫獣等の侵入を防止するとともに、その点検管理を行う。

即日覆土、中間覆土を行うことにより、ハエ、ネズミの生息場所をなくす。夏期にハエ等が発生した場合には、殺虫剤の散布を検討する。

五 侵入防止

侵入防止のため、処分場の周囲にネットフェンスを設置し、その点検管理を行う。

六 立札

入り口に法定の立札を設置し、その点検管理を行う。

七 擁壁等流出防止設備の点検

貯留構造物の定期的な点検を行い、損壊する恐れがある場合は、速やかに必要な措置を行う。

八 遮水シートの保護

アスファルトシートの上部に不織布($t=10\text{mm}$)を布設する。

埋立地の底部は、上部に保護・インバートコンクリート($20\text{cm}+10\text{cm}=30\text{cm}$)を打設し、遮水シートの防護を行う。埋立地の側部については、不織布の内側に土嚢(幅 50cm)を積み、遮水シートの防護を行う。

九 遮水シートの点検

遮水シートの定期的な点検を行い、遮水効果が低下する恐れがある場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

十 地下水のモニタリング

地下水集排水管で集水された地下水の検査ができるようモニタリング井を2ヶ所設置し、以下の水質試験を行う。

①電気伝導度、塩化物イオン濃度については、1回/月測定し、記録する。

②表-1に示す項目は、1回/年測定し、記録する。但しダイオキシン類については埋立対象物に焼却灰が含まれないため埋立開始前の1回のみ測定を行なう。

③埋立開始前に、上記全項目について測定を行う。

水質試験に異常が認められた場合には、その原因を調査し、速やかに必要な措置を行う。

表－１ 地下水モニタリング項目一覧表

検 査 項 目	検 査 基 準
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.0005mg/l 以下
カドミウム	0.01 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
ポリクロリネイテッド・ビフェニル (PCB)	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1・2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1・1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1・1・1-トリクロロエタン	1.0 mg/l 以下
1・1・2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
1・3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
テトラメチルチウラムジスルフィド (チウラム)	0.006 mg/l 以下
2-クロロ-4・6-ビス-s-トリアジン (シマジン)	0.003 mg/l 以下
S-4-クロロベンジル-N・N-ジエチルチオカルバマート (チオベンカルブ)	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
ダイオキシン類	1 pg/l 以下

十一 建屋の点検

建屋の定期的な点検を行ない、埋立地に雨水が侵入する恐れがある場合は速やかに必要な措置を講じる。

十二 発生ガスの排除

埋立の進行に伴い、埋没していく縦型集排水管を所定の構造で継ぎ足し、ガス抜き機能を保持する。

十三 埋立完了後の管理

埋立が完了し、最終処分場を閉鎖するときには、埋立表面を厚さ0.5m以上の土砂又はコンクリートで覆い、表面から雨水等の浸透が起こらない構造とする。

十四 記録の管理

埋立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに維持管理にあたって実施した点検、検査その他の措置の記録を作成し、最終処分場の廃止までの間、保存する。